



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年
No.10
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

同成分の重複



事例

【事例の詳細】

当薬局に初めて来局した90歳代の患者から、クリニックAの処方箋を応需した。薬剤を交付する際、処方されたイルアミクス配合錠LD「DSPB」とラベプラゾールナトリウム錠10mg「TCCK」は以前から服用している薬剤であること、この他に以前に入院した医療機関Bで処方されている薬剤も服用していることを聴取した。患者はお薬手帳を持参していなかったため、医療機関Bから処方されている薬剤を把握する目的で患者に電話をすることを約束して薬剤を交付した。その後、患者がお薬手帳を持って来局したため確認すると、半年前より医療機関Bでもイルアミクス配合錠LDとラベプラゾールナトリウム錠10mgを処方されていたことが分かった。クリニックAの処方医に他の医療機関から同じ薬剤が処方されていることを伝えたと、服薬中止の指示を得た。

【推定される要因】

患者は複数の薬局を利用しており、当薬局には初めての来局であった。半年前に医療機関Bに入院した際にクリニックAの処方が継続され、退院後の外来診療でも継続して処方されていた。クリニックAでは、退院後も医療機関Bから患者に薬剤が処方されていることを把握していなかった。患者は2冊のお薬手帳を所有し薬局ごとに使い分けていたため、これまで処方箋を受け付けていたそれぞれの薬局も重複処方に気付かなかったと思われる。医療機関同士の連携やお薬手帳の正しい活用ができていれば、重複処方を防げた可能性がある。

【薬局での取り組み】

今後もお薬手帳の確認を徹底する。服用している全ての薬剤を把握できるよう、患者にはお薬手帳を1冊にまとめ、医療機関や薬局に見せるよう指導していく。お薬手帳の活用方法を伝え、お薬手帳を活用するメリットを理解してもらう。



事例の ポイント

- 患者は複数の薬局を利用し、薬局ごとにお薬手帳を作成して使い分けていたため、調剤を行っていた薬局では患者の服用薬を一元的に管理することができず重複処方に気付いていなかった。薬剤師は、日頃から患者にお薬手帳を一つにまとめることの重要性を伝えるなど、患者がお薬手帳を適切に活用できるようサポートすることが求められる。
- 患者が持参するお薬手帳を確認することはもちろんであるが、口頭でも、医療機関の受診状況を聴取し、お薬手帳に記載された薬剤の他に処方された薬剤や一般用医薬品、健康食品・サプリメントを使用していないか丁寧に確認することが必要である。
- 本事例は、交付する薬剤の他に併用薬があることを薬剤師が把握し、聴取できなかった薬剤名を交付後に電話で確認しようとするなど、積極的に情報収集したことで重複処方に気付いた良い事例である。疑義照会を行い薬剤の重複が解消した後は、患者の体調変化の有無についてフォローアップを行うことが望ましい。
- 本事例は、退院の際の医療機関の連携不足により薬剤が重複して処方された事例である。退院後も患者が適切な薬物療法を受けるためには、医療機関同士、あるいは医療機関と薬局の連携が重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。